

四日市市告示第155号

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智広

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱（平成28年四日市市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

様

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへの登録が完了しましたので通知します。

記

1. 登録番号等

登録番号	空き家、空き地の所在地

2. 登録日 年 月 日

3. 有効期限年月日 年 月 日

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)